東京法務局所属　保倉　裕
千葉地方法務局所属　伊藤　明浩
水戸地方法務局所属　斎藤　和博
宇都宮地方法務局所属　鈴木　利幸
静岡地方法務局所属　郡司　哲吾
大阪法務局所属　前田　順司
大阪法務局所属　野島　光博
和歌山地方法務局所属　原田　一男
名古屋法務局所属　中村　直文
福井地方法務局所属　小野　勝成
広島法務局所属　石垣　勉
山口地方法務局所属　松田謙太郎
長崎地方法務局所属　林　久義
熊本地方法務局所属　福井　勝彦
鹿児島地方法務局所属　宮平　進
秋田地方法務局所属　金子　寛志
青森地方法務局所属　藤部富美男
札幌法務局所属　横山　和幸
松山地方法務局所属　植田　和男

○熊本地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を変更したので、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二日

熊本市中央区京町一丁目一二番一一号　熊本地方検察庁企画調査課内情報公開窓口

○外務省告示第百四号

平成二十四年三月七日にポルトープランスで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　南健太郎在ハイチ大使館大使

ハイチ側　ローラン・サルヴァドール・ラモット外務・宗務大臣

平成二十四年四月二日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百五号

平成二十四年三月十五日にドゥシャンベで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　今橋啓介在タジキスタン大使館大使

タジキスタン側　ハムラーハン・ザリフィ外務大臣

平成二十四年四月二日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百六号

平成二十四年三月十六日に東京で、カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億千万円

3　署名者

日本側　加藤敏幸外務大臣政務官

世界食糧計画側　モハメッド・サレヒーン日本事務所長

平成二十四年四月二日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百七号

平成二十四年三月十六日に東京で、スリランカ民主社会主義共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億二千万円

3　署名者

日本側　加藤敏幸外務大臣政務官

世界食糧計画側　モハメッド・サレヒーン日本事務所長

平成二十四年四月二日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百八号

平成二十四年三月十六日に東京で、ガーナ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億九千万円

3　署名者

日本側　加藤敏幸外務大臣政務官

世界食糧計画側　モハメッド・サレヒーン日本事務所長

平成二十四年四月二日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百九号

平成二十四年三月十六日に東京で、コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　加藤敏幸外務大臣政務官

世界食糧計画側　モハメッド・サレヒーン日本事務所長

平成二十四年四月二日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百十号

平成二十四年三月十六日に東京で、セネガル共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八千万円

3　署名者

日本側　加藤敏幸外務大臣政務官

世界食糧計画側　モハメッド・サレヒーン日本事務所長

平成二十四年四月二日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百十一号

平成二十四年三月三十一日に香港で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定に関する次の書簡の交換が中華人民共和国香港特別行政区政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十四年四月一日に効力を生じた。

平成二十四年四月二日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、二千十年十一月九日に香港で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

協定第十一条4の規定に関し、株式会社国際協力銀行は、協定第十一条3に規定する機関とされることが了解される。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解を中華人民共和国香港特別行政区政府に代わって確認される貴官の返簡が協定第十一条4(c)の規定に基づく両政府間の合意を構成し、その合意が二千十二年四月一日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十二年三月三十日に香港で

香港駐在

日本国総領事　隈丸優次

中華人民共和国香港特別行政区

金融国庫局長官　K・C・チャン殿

（香港側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、中華人民共和国香港特別行政区政府に代わって前記の了解を確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が二千十二年四月一日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十二年三月三十日に香港で

中華人民共和国香港特別行政区

金融国庫局長官　K・C・チャン

香港駐在

日本国総領事　隈丸優次殿